就学相談Ｑ＆Ａ

～子どもにとって、もっとも適切な学びの場を考えるために～

Ｑ：就学相談って何ですか？

本人・保護者と校園所の先生・各関係機関の職員等とが、子どもの発達の段階や特性、日常生活の状況、障害の程度、本人・保護者の思い等をもとに、子どもにとって望ましい学びの場を相談・協議し、選択することです。学びの場は、①通常の学級 ②特別支援学級 ③特別支援学校 の３つから選択・決定します。

Ｑ：どんな子が対象になりますか？

小学校生活は、時間割に沿って、集団の中で（集団と共に）、決まった活動を、決まった場所で、学習に取り組むことが基本となります。そのことを考慮すると、次にあてはまる子は、学校生活の中で特別な支援が必要となる場合があります。

（人、友だちとの関わりについて）
・自分のことだけ一方的に話す。会話がかみ合わない。
・相手の意図をくみとりにくい。相手の嫌がることをしつこく繰り返す。
・話しかけても目が合わせられない。
・あまり人と関わらず、一人遊びが多い。
（集団の中で）
・人が多いところを避けたがる。集団での活動には参加しにくい。
・落ち着きがなく、じっとしていられない。活動の場から飛び出してしまう。
・ルールや約束ごとを守ろうとする意識が低い。
・集団のペースに合わせて行動することが苦手。
（運動や学習について）
・言葉が遅い。語いが少ない。
・先生の指示の内容を理解することが難しい。
・文字に興味が薄く、かんたんな絵本を一人で読むことが難しい。
・１０までの数唱が難しい。ものの個数を数えることが難しい。
・動きがぎこちない、手先が極端に不器用。
（日常生活について）
・自分の好きなこと、やりたいこと以外には取り組もうとしない。
・ものごとに集中すると、次の活動に向かうことが苦手。
・新しい場所での活動や、初めてする活動に対して不安が大きい。
・独特のこだわりがあり、柔軟に活動や予定を変更することが苦手。
・音、光、におい、温度などの刺激・変化が苦手。

前記にあてはまる子の全てが就学相談の対象となるわけではありませんが、日頃、家庭や園所での生活で気になることがある場合、園所の先生や各関係機関へご相談ください。また、必要に応じて園所や関係機関の先生から保護者に相談する場合もあります。

Ｑ：園所で加配が配置されている場合は対象になりますか？

必ずしもそうではありません。しかし「支援が必要」と判断され加配教員が配置されていることから、園所の先生と就学について相談する機会を持つことが望ましいです。

Ｑ：ことばの教室を利用しています。対象になりますか？

必ずしもそうではありません。しかし、「支援が必要」で利用の対象とされていることから、園所の先生と就学について相談する機会を持つことが望ましいです。また、ことばの教室での指導・支援を就学先に引き継げるよう、ことばの教室の先生とも相談することが望ましいです。

Ｑ：学びの場を考える上で、まずは何をすればよいですか？

まずは園所の先生までご相談ください。就学に向けての手続き、関係機関との連携など、必要な手順についての助言・支援などをしていただけます。一人で悩まず、様々な人や機関を活用しながら、子どもの就学について考えていきましょう。

Ｑ：３つの学びの場以外にも選択肢はありますか？

公立小学校または、県立の特別支援学校へ入学する以外に、国立・私立の小学校、国立の特別支援学校（滋賀大学教育学部附属特別支援学校）へ受検（験）して就学することもできます。私立・国立の小学校・特別支援学校への就学については、直接、該当校へお問い合わせください。

Ｑ：園所で作成した個別の支援計画（個別の指導計画）は、就学先に引き継ぐことはできますか？

園所で作成した個別の支援計画（個別の指導計画）は、その全て、または一部を、保護者の同意を得た上で、就学先の小学校（特別支援学校）へ引き継ぐことができます。なお、個別の支援計画（個別の指導計画）を作成している子どもについては、園所より、小学校（特別支援学校）への引き継ぎの可否について問い合わせいたします。

Ｑ：小学校では、園所のような加配教員は配置されないのですか？

園所とはちがい、小学校では個々の子どもを対象にした加配教員は配置されません。小学校の特別支援学級では、少ない定員（８名以下）で学級が編成され、個々の児童の特性に応じた指導・支援を行います。また、通常学級では、学級担任とは別に、学校・学級の規模や状況に応じて、県・市から配置された加配教員・支援員が必要な支援を行う場合もあります。

Ｑ：指定された公立小学校とは別の公立小学校に就学することはできますか？

草津市立小中学校への就学先は、居住地によって定められているため、指定された小学校とはちがう小学校へ就学することはできません。指定される小学校がどこになるのかについては、草津市ＨＰに掲載されている「草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則」を参照ください。

Ｑ：通常学級で支援の必要な子どもにはどのような支援を行っているのですか？

子どもの特性や課題に応じた支援や合理的配慮について、保護者と相談しながら、学級担任が可能な範囲で行います。また、草津市の小学校には「教室アシスタント」が各校に配置されており、その多くは１年生学級担任の補助として、児童の学習や生活の支援を行っています。

Ｑ：担任の先生以外にも、相談できる先生はいるのですか？

各校園所には「特別支援教育コーディネーター（以下、特支Ｃｏ）」を務める教員・職員がおり、児童への支援、担任への指導・助言、保護者との懇談、関係機関とのコーディネート、校園所内の取りまとめ等を行っています。校園所への相談や問い合わせについては、特支Ｃｏも担任とともに対応いたします。

Ｑ：特別支援学級に入級したいのですが、希望すれば入れますか？

保護者の希望のみで入級することはできません。市の就学相談を経て、児童の発達の段階、特性、身体障害等の状況から、特別な教育課程による指導が必要であると市の教育委員会が認めた場合に入級対象になります。また、入級する学級の障害種別についても、市の教育委員会が判断します。

Ｑ：特別支援学級の様子を参観することはできますか？

可能です。園所から就学先の小学校へ「学校見学」を申し込みいただき、特別支援学級（通常学級）の学習の様子の参観や、小学校の特支Ｃｏと懇談する機会を設けることができます。学校見学は必要に応じて複数回行うこともできます。

Ｑ：特別支援学級と通常学級の教育課程のちがいは何ですか？

障害の克服や、必要な資質の向上のために、「自立活動」の時間を設定することができます。また、児童の学習状況に応じて、複数の教科を併せた学習指導や、遊びや体験的な活動を通して学ぶ活動を設けたり、当該学年とはちがう学習内容や進度で学んだりできることも、特別支援学級の教育課程の特徴です。

Ｑ：交流学級（学習）について詳しく教えてください。

特別支援学級に在籍する児童は、児童の状況に応じて、同じ学年の通常学級でも学校生活や学習を行います。これを「交流学習」と言います。交流学習を行う学級を「交流学級」と言い、交流学級にも個人用の机・いす・ロッカーが置かれていることに加え、給食・掃除、当番・係活動も交流学級で行うことができます。交流学習の内容については、児童の状況に応じて、担任と保護者とが相談しながら決定します。

Ｑ：一度決まった学びの場は、ずっと変わらないのですか？

子どもの状況や発達・成長に応じて、学びの場は年度ごとに柔軟に変更することが可能です。ただし、変更する場合は就学相談を実施し、専門家による意見や判断を受け、慎重に決定することが重要です。また、学びの場を何度も変更することは、子どもにとって大きな負担になることについても考慮することが必要です。

Ｑ：就学先の学校に該当する特別支援学級がない場合はどうするのですか？

就学を認められた特別支援学級が、就学先の学校に設置されていない場合は、県に新たに設置する申請を行い、新設することとなります。ただし、申請は必ずしも許可されるとは限らないため、様々な場合を想定し、支援のあり方について、保護者と園所、就学先小学校間で相談しておくことが必要です。

Ｑ：複数の障害種を併せ有する場合、入級先の学級種別はどうなるのですか？

複数の障害を併せ持つ場合、市の教育委員会が示す「主となる障害」の特別支援学級に入級することになります。なお、ケースとして最も多い「知的障害」と「自閉症・情緒障害」を併せ持つ場合、滋賀県では知的障害学級に入級するよう定められています。

Ｑ：医療的ケアが必要で、園所では看護師が配置されています。小学校でも配置できますか？その場合、特別支援学級に在籍することになりますか？

児童の状況を考慮し、市の教育委員会が必要であると判断した場合、小学校でも看護師を配置しています。看護師配置と特別支援学級への入級は別の基準であり、看護師が必要な児童が必ずしも特別支援学級に在籍するとは限りません。

Ｑ：ことばの教室を利用しています。小学校でも引き続き利用できますか？

ことばの教室は就学前の児童が対象であるため、小学校入学後は利用できません。就学後は、発達障害等のため、特別な支援・指導が必要な通常学級に在籍する児童のために「通級指導教室」が設置されています。利用するためには各校からの申請および審議が必要となります（希望しても利用できない場合があります）。市内６小学校に設置されており、通学する学校によって利用する教室が決まっています。

Ｑ：特別支援学校に入学したいのですが、希望すれば入れますか？

保護者の希望のみで入学することはできません。障害の程度が国の規定する条件を満たしており、子どもの教育上必要な支援の内容や、地域の小学校における教育の体制整備の状況等から判断し、就学することが適当であると市の教育委員会が認めた場合に入学できます。障害種別ごとに入学する学校を県が定めており、保護者の希望で変更することはできません。

Ｑ：自閉症傾向が強く、自閉スペクトラム症の診断を受けています。特別支援学校に入学することはできますか？

県立の特別支援学校の入学対象者は、知的障害、肢体不自由、難聴、弱視、病弱の５種であり、自閉症・情緒障害の児童は対象になりません。ただし、知的障害（中度以上）を伴っている場合については、入学対象になります。

Ｑ：特別支援学校への登下校は、どのようにすればよいですか？

草津養護学校には、学区範囲が広いことに加え、自力で通学することが難しい児童が多いことなどから、専用の通学バスが配備されており、登校時は、居住地の最寄りの専用バス停から通学バスを利用いただけます。下校時も同様です。

聾話学校、盲学校は学区が全県と広いことから、寄宿舎が設置されており、平日は寄宿舎で生活することが可能です。寄宿舎を利用される場合も、土日は帰宅し、家庭で過ごすこととなります。

Ｑ：特別支援学校の学校見学をすることはできますか？

可能です。園所から就学を検討している特別支援学校へ「学校見学」を申し込みいただき、学習の様子の参観や、特別支援学校の担当者と懇談する機会を設けることができます。ただし、子どもの障害の程度が就学条件を満たしていないことが明らかな場合、実施できない場合もあります。

Ｑ：市の就学相談会には、参加する必要があるのですか？

特別支援学級への入級または、特別支援学校への入学を検討されている場合は、市の就学相談会に参加していただく必要があります。就学相談会での相談員との懇談内容や児童観察の様子等が、子どもの望ましい就学先を審議する資料の一つとなるためです。

例年、就学相談会は７月下旬（２０日以降）から実施しています。なお、日時については、希望を承ることはできません。

Ｑ：子どもにとってもっとも適切な学びの場を選択するためのポイントは？

以下の５つを考慮しながら、検討することが大切です。

①その学びの場が、子どもの育ちや現状に適した学びの場であるか
②その学びの場が、子どもが安心して学べる環境であるか
③その学びの場で、子どもに付けさせたい力や、伸ばしたい力を身に付けられるか
④子どもの将来の姿を思い描き、長期的な視点で検討しているか
⑤一人の思いではなく、様々な意見、判断材料を参考にしているか

学びの場の選択については、保護者と園所・就学先校・市の教育委員会とが、子どもにとってもっとも適切な学びの場について相談・検討した上で、最終的には保護者が決定します。

Ｑ：「望ましい就学先の通知」とはちがう選択はできますか？

９月中旬ごろに市から通知する内容は「望ましい」就学先であり、必ずしも選択を強制するものではありません。しかし、知識・経験の豊富な発達分野の専門家による意見や審議をもとに示されたものであることから、学びの場を選択する際には内容を十分に踏まえ、吟味することが重要です。

Ｑ：就学先は、いつまでに決定する必要がありますか？その後、変更することはできますか？

１０月初旬までに決定し、園所の先生にお伝えください。市の教育委員会から県の教育委員会に人数を報告した後の変更は、原則として認められません。ただし、市外からの転居による場合は、締め切り日以降の人数追加も可能です。その場合はできるだけ早く、園所の担当者または市の教育委員会までご連絡ください。

Ｑ：入学までに、就学先の先生と子どものことについて相談することはできますか？

可能です。園所から就学先に申し込み、日を設定することができます。その場で子どもの状況や心配ごと等を共有したり、就学後の支援について相談したりすることができます。なお、各小学校では１月下旬から２月にかけて「一日入学（入学説明会）」を実施しており、子どもが小学校生活を体験する場や、保護者が学校の概要や入学に向けての準備事項等の説明を受けることができます。一日入学（入学説明会）の詳細については、各小学校から園所等を通じて各家庭に案内されます。

Ｑ：入学初日を無事に過ごせるか心配です。事前に新しい学級を見学したり、担任の先生に出会ったりすることができますか？

子どもの状況や、園所からの引き継ぎ等に応じて実施可能です。入学式までに、担任と出会ったり、教室までの経路、ロッカー・机・下駄箱の位置や初日の予定の確認を行ったりすることができます。希望される場合は、園所や各相談機関等を通じて、小学校に希望を伝えておく必要があります。（特別支援学級へ入級する子どもには、小学校から希望確認を行う場合もあります。）

Ｑ：入学後も、子どものことについて学校と相談することはできますか？

可能です。子どものことについて、学校が保護者と情報を共有し、連携・協力して支援・指導することはとても大切です。悩みごとや心配ごとがある場合は、すぐに担任まで連絡ください。また、特別支援教育コーディネーターなども相談・懇談を承ります。

各Ｑ＆Ａの詳細や、その他の就学相談に係る質問は、
各校園所　または　児童生徒支援課（５６１－２４３７）まで
お問い合わせください